

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部  
(新型インフルエンザ等対策本部)  
知事メッセージ

令和2年5月5日  
青森県危機対策本部

**新型コロナウイルス感染症に係る対応について**

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、医療関係者の皆様、介護・福祉施設等の関係者の皆様、そして、各保健所等において防疫・検査業務を実施している方々には、最前線において感染制御を行いながら診療や業務を継続するなど厳しい環境の中であって、それでもなお、日夜、必死に御対応いただいているところで

す。  
県民を代表して改めて感謝申し上げますとともに、心より応援申し上げます。

また、こうした方々を支えてくださっている御家族をはじめ多くの皆様方に対しましても、お礼を申し上げます。

県民の皆様方には、このゴールデンウィーク期間中、不要不急の外出自粛や県境をまたいだ往来の自粛など、感染拡大防止について御協力をいただいているところであり、心より感謝いたします。

首都圏・関西圏など特定警戒都道府県にお住いで、楽しみにしていた帰省を思いとどまっていたいただいた方々も、数多くいらっしゃるかと思います。

中には、希望に満ちて進学したにもかかわらず、講義もままならず不安の日々を強いられている学生の皆様もおられるものと思います。

皆様方には、来るべき新たなスタートの時に向けて、今しばらくの御辛抱をお願いいたします。

県では、4月29日から、県内全域を対象に、感染拡大につながるおそれのある施設について、「施設の使用停止の要請等」いわゆる休業要請等の実施をお願いしております。

厳しい経営環境が続く中、大きな混乱もなく、かくも多くの事業者の方々に御協力をいただいていることに、青森県民の皆様方の誠実さ、そして互いを思いやる心を、改めて認識したところであり、誇らしくもあり、誠に有難く衷心より感謝申し上げます。

休業の御判断に当たっては、さぞかしお悩みになったことと存じますが、感染拡大防止の観点から、残り1日、引き続きの御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、7日からは、協力金の申請について受付を開始いたします。

支払いまでの手続きについて、可能な限り速やかに取り進めるよう努めて参りますので御理解を賜りますようお願いいたします。

さて、政府対策本部においては、昨日、緊急事態宣言の期間を延長し、特定警戒都道府県以外の34県については、外出自粛要請等を部分的に緩和する見直しが行われたところです。

本県においては、これまで26例の新型コロナウイルス感染症患

者が発生していますが、現在のところ地域において感染がまん延している状況にはなく、当面の封じ込めがなされている状況にあります。

また、これまで、PCR検査体制の増強、感染症患者の受入病床の増床や、軽症者等の宿泊療養施設の確保に取り組んできたところであり、検査体制・医療提供体制は着実に充実が図られてきております。

一方において、新型コロナウイルスとの戦いは、長い戦<sup>いくさ</sup>となることが見込まれており、事態の長期化を見据えた、継続的かつ持続可能な感染予防対策の実施が求められており、県としては、今般の政府の基本的対処方針の変更を踏まえ、本県の緊急事態措置について見直しを行うこととしました。

なお、今後、市中感染の発生など大きな状況変化があった場合には、緊急事態措置の見直しを行うことなども含め、必要な対策を迅速に実施して参ります。

新たな緊急事態措置においては、5月7日から31日までの間、全県を対象として、「三つの密」を避けることを基本に、「人混みを避ける」、「人との適切な距離を保つ」など、日常生活にソーシャルディスタンスの考え方を取り入れることを中心に据えており、県民の皆様方には、次の事項について御協力をよろしくお願いいたします。

○ イベント・会議・スポーツ、夜間の会食等も含め、あらゆる場面において、「3つの密」を避けるようにしてください。

さらに、感染リスクを低減するため、できるだけ「ゼロ密」を目指しましょう。

- 大勢の人が集まる場所をはじめ「3つの密」が重なる場所への外出を控えるようにしていただくとともに、お出かけの際には、マスクを着用し、人との適切な距離を保つようにしてください。
- 営業等を行う全ての施設・店舗・事業等においては、適切な感染防止対策をとってください。
- 買い物・飲食や、施設の利用などの際には、各施設・店舗等が実施している感染防止の取組に協力してください。
- お仕事については、在宅勤務、時差出勤や自転車通勤等、人との接触を低減する工夫をしてください。
- 手洗い、咳エチケットの徹底、風邪のような症状がある場合には、会社等を休むなど、拡散防止につながる行動をとってください。

以上が、ソーシャルディスタンスの取組として特に御協力をお願いしたい事項となります。

なお、ソーシャルディスタンスの推進に向けては、県民の皆様方にとって覚えやすいキャッチフレーズを、今後お示ししていきたいと思えます。

また、

- 首都圏等の特定警戒都道府県との往来の自粛等
- 特定警戒都道府県から移動してきた方の2週間の不要不急の外出自粛と健康観察
- 感染が疑われる症状が出た場合の医療機関受診前の「帰国者・接触者相談センター」への連絡

についても、引き続き御協力をお願いいたします。

現在、御協力をいただいている「施設の使用停止の要請等」いわゆる休業要請等については、当初の予定どおり5月6日までとし、延長は行いません。

各事業者の皆様方におかれては、お客様が安心して利用できるよう、さらには、従業員の皆様の感染リスクを減らす観点からも、先に申し上げた緊急事態措置の各項目の趣旨について御理解いただき、営業等に当たっては、各店舗・事業所等における適切な感染防止対策について御協力を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

県としては、新たに創設された国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の活用を図りながら、引き続き、感染拡大防止に万全を期すとともに、地域経済や県民生活への影響を最小限にとどめることができるよう全力を尽くして参ります。

県民の皆様方、事業者の皆様方には、感染拡大防止のための行動変容について、御理解と御協力をお願い申し上げます。